

パートナーズ

会報誌

価格0円(税込み)

✿ 平成27年度 税制改正の大綱

法人税率の引下げと軽減税率の特例の延長
欠損金の繰越し控除制度の見直し

✿ 税務情報

マイナンバー制度をご存知ですか？



無料相談実施中！
税務関連なんでもご相談ください！

奉謝

確定申告では大変お世話になりました

社員一同

春陽の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る3月16日、今年も確定申告を無事に終わらせることができました。お客様を含め、ご協力を頂いた方々へ、お礼申し上げます。ありがとうございました。

パートナーズでは、昨年の暮れから準備を初め、年が明けるとともに、確定申告の業務に取りかかりました。そして、申告が終われば反省をし、翌年に備えます。この流れを毎年のように繰り返し、当社とお客様のやり取りを、可能な限り円滑に進めるように体制を構築してまいりました。しかしながら、毎年、期限ギリギリになってしまったり、お客様への報告が遅くなったりと、残念ながら未だに完全な体制を作るには至っておりません。また、今年もパートナーズ4拠点での体制2年目でした。元々は岡山の事務所ですべてのやり取りをさせて頂いておりましたが、各地域の皆様には、最寄りの事務所にて担当させて頂きました。その際に、申告の細かい部分の引き継ぎ等が、完璧に取れないケースもありました。この点は反省をするところです。

前年もそうでしたが1年後はすぐにやってきます。来年度の確定申告においても今年1年間、社内の管理体制を含めて、今よりもさらにレベルアップができるように精進して参ります。

最後に、あらためまして今年度の確定申告を、ご依頼頂きましたお客様には、お礼を申し上げます。誠にありがとうございます。



所 務 本 部 山 本 洋
税 理 士 川 本 洋

桜花爛漫の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る3月、確定申告が終わり徐々に春の気配が濃くなってまいりました。確定申告時期にはご協力頂きました方々へ、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、資料のお預かりから計算結果のご報告までにお時間を頂いてしまうこともありましたが、今年も確定申告で経験した反省点を日々の業務でも活かして改善し、お客様にはよりストレスなく安心してご依頼頂ける事務所にして参りますので今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。



所 務 本 部 山 本 洋
税 理 士 柳 井 崇 延

今年も確定申告が無事完了いたしました。期間中、皆様におかれましては資料のお願い、記帳質問対応等、誠にありがとうございました。また、例年同様、資料のお預かりから申告のご報告まで、お時間を頂きましたことを、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

さて、去る3月18日に恒例の確定申告改善会議を岡山本部事務所にて行いました。今年も品質向上についての改善点が多数確認されました。

来る平成27年分所得税確定申告に向けた仕組みづくり、体制作りに取り組みしたいと思います。



所 務 本 部 山 本 洋
税 理 士 川 原 康 寛

お世話になっております。税理士法人パートナーズ広島事務所の中谷でございます。

広島事務所での2度目の確定申告が終了しました。前年から引き続きご依頼いただいたお客様や、今回はじめてご依頼いただいたお客様には、資料収集等でいろいろとご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

確定申告は終わりましたが、申告作業の中で気付いた点や皆様にご提案できること等、これから積極的に発信していければと思っております。

今後とも税理士法人パートナーズをよろしくお願ひ申し上げます。



所 務 本 部 山 本 洋
税 理 士 柳 井 崇 延

本年もありがとうございました



来年度もよろしくお願ひ申し上げます

平成27年度 税制改正の大綱

平成27年1月14日閣議決定により税制改正を行うことになりました。デフレ脱却・経済再生や法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転などを踏まえた内容となっています。

【個人所得税】

- 医療用機器等の特別償却制度の延長・縮減
- ふるさと納税制度の拡充等
- NISA(少額投資非課税制度)の拡充

【資産税】

- 特定資産の買換え特例(9号)の延長・縮減
- 結婚・出産・子育て資金贈与非課税制度の創設
- 事業承継税制の拡充

【法人税・法人事業税・法人住民税】

Pick
Up

- 法人税率の引下げと軽減税率の特例の延長

Pick
Up

- 欠損金の繰越し控除制度の見直し

- 受取配当益金不算入制度の見直し

- 外形標準課税制度の計算方法の見直し

- 研究開発税制の見直し

- 地方拠点強化税制

- その他(グリーン投資減税、所得拡大促進税制、

中小商業サービス活性化税制、生産等設備投資促進税制)

- 外形標準課税の見直し

- 均等割の「資本金等の額」基準の見直し

【住宅・土地税制】

- 住宅取得資金贈与非課税制度等の延長・拡充

- 住宅ローン減税等の延長

内容については「平成27年度税制改正大綱」(平成26年12月30日:自由民主党・公明党公表)に基づき、情報の提供を目的として、抜粋、紹介しています。そのため、今後国会に提出される予定の当該法案等において記載した内容とは異なる内容が制定される場合もあります。

成長志向に重点を置いた法人税改革

〔国税〕 法人税の税率を23.9%（現行：25.5%）に引き下げ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

Pick Up

- 中小法人の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%↓15%）の適用期限は、2年延長する。また、中小法人の軽減税率（19%）は、引き続き、中小法人課税全体の見直しの中で検討する。
- 公益法人等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%↓15%等）の適用期限は2年延長する。また、公益法人等の軽減税率（19%等）は、引き続き、公益法人等課税全体の見直しの中で検討する。
- 協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%↓15%等）の適用期限は2年延長する。また、協同組合等の軽減税率等（19%等）は、引き続き、協同組合等課税全体の見直しの中で検討する。

中小法人にとって
有利な改正です

改正の概要

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税の税率を現行の25.5%から**23.9%**に引き下げます

中小法人の軽減税率の特例（19%↓15%）等の適用期限を**2年延長**します。

（平成29年3月31日までに開始する事業年度）

【法人税の税率】

		改正前	改正案
（※1） 中小法人、一般社団法人等 及び人格のない社団等	年800万円以下の金額	19%	15%
	年800万円超の金額	25.5%	23.9%
中小法人以外の普通法人		25.5%	23.9%
一般社団法人等以外の 公益法人等、協同組合等 及び特定の医療法人 （一定の法人を除く）	年800万円以下の金額	19%	15%
	年800万円超の金額		19%

【法人実効税率】

		改正前	改正案
（※1.2） 中小法人	年400万円以下の金額	25.90%	21.42%
	年400万円超～ 年800万円以下の金額	27.58%	23.20%
	年800万円超の金額	36.05%	34.33%
中小法人以外の普通法人（※3）		34.62%	32.11%（※4）

- （※1）期末資本金額が1億円以下の法人をいいます。ただし、資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等は除きます。
- （※2）住民税、事業税の標準税率を適用し、事業税の軽減税率適用法人として計算をしています。
- （※3）住民税、事業税の標準税率を適用し、事業税の軽減税率不適用法人として計算をしています。
- （※4）法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算をしています。

改正の概要

欠損金の控除限度額の見直し、
繰越控除期間の延長

- 繰越欠損金の控除限度額が平成23年12月の税制改正における引下げから、さらに引き下げられます。
- （改正前80%↓65%↓50%）
- （中小法人等（一定の法人を除く）は、従来どおり100%控除できる。）
- 設立日から7年経過する日までの事業年度等については、控除限度額が緩和されます。（**新設**）
- 欠損金の繰越期間が延長（9年↓10年）（※3）され、それに伴い適用を受けるための帳簿書類の保存期間（9年↓10年）（※3）も延長されます。

内容		改正前	改正案	
			平成27年4月1日から 平成29年3月31日 までの開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度
控除限度額 （※1）	① ②以外の事業年度	所得金額×80%	所得金額×65%	所得金額×50%
	② 設立日（※2）から同日以後7年を経過する日までの事業年度等	所得金額×80%	所得金額	
欠損金の繰越期間（※3）		9年	9年	10年

- （※1）中小法人等（資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）は、従来どおり100%控除できる。
- （※2）合併法人の場合には、合併法人又は被合併法人のうちその設立が早いもののその設立等の日
- （※3）平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用される。



マイナンバーって、何？ 何のために導入されるの？

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

1つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。(公平・公正な社会の実現)

2つめは、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。(国民の利便性の向上)

3つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。(行政の効率化)

参考：内閣官房

**マイナンバーが導入されることで
税・社会保険での分野の不正防止が
図られます。**

税理士：川原 康寛



● 平成27年1月1日よりパートナーズのメールアドレスが変わっています

平成27年1月1日よりパートナーズのメールアドレスが変更になりました。お客様との伝達事項の不備をなくすためにも、新しいアドレスに送付頂きますよう、再度、よろしくお願いいたします。



変更前 partners@zpost.plala.or.jp

変更後 office@zei-partners.co.jp

● お知らせ

電子納税 "e-Tax" に使用する暗証番号の期限は **3年** です。

e-Taxは自宅や職場などでインターネットから、税務署への申告や申告内容等を閲覧できるシステムです。2004年6月から運用がスタートして、近年では利用者も増えてきました。

e-Taxを利用する際には「暗証番号」が必要です。この暗証番号ですが、実は同じ番号は3年間しか使うことができません。e-Taxのサイトから、暗証番号の有効期限を確認していただくことをオススメします。

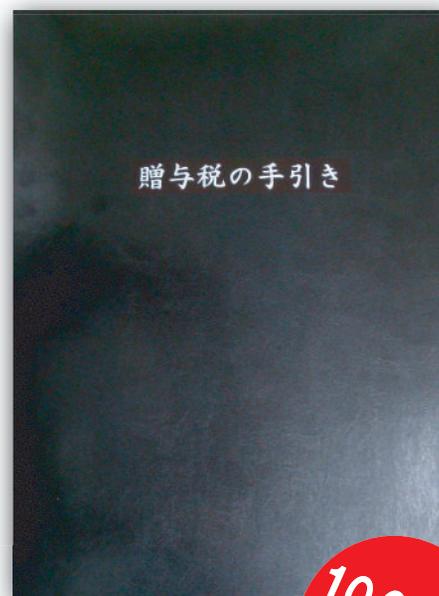


<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

これ一冊で現金贈与のすべてがわかる 贈与税の手引き

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を作成しています。

現金贈与の注意点や仕組み・計算方法などわかりやすく解説し、各年度ごとの申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供します。紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！



10,000円
税別

現金贈与の仕組みを1冊にまとめました。簡単に解説しているので、便利な1冊に仕上がっています！オススメです！



税理士：砂原 洋一

法人向け

Partners Membership Partners Membership Partners Membership Partners

パートナーズ会員募集

年会費・入会費
無料

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

特典 ①

会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



特典 ②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます

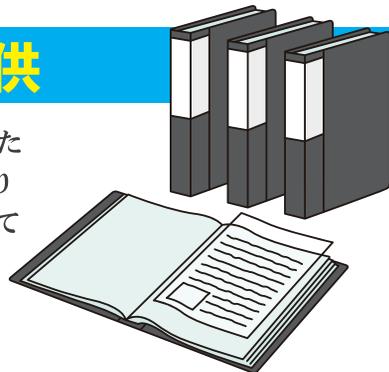


特典 ③

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！



税理士法人パートナーズ

[岡山本部事務所] 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰事務所] 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山事務所] 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

[広島事務所] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886